

審 第 2 8 9 6 号
答 申 第 2 6 1 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第231号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定
（平成29年12月22日付け警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、警察相談票の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄に記載された情報については、開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の開示不開示の判断を15日以内に行い決定することが事務処理上困難であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け警発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書1」という。）及び「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（警）発第〇〇号で審議会に諮問した。
- (6) なお、実施機関は、本件決定以外に千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）、〇〇警察署又は千葉県警察本部地域部地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報を持定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、これらの決定についても、一部の決定を除いて、審査請求人は、審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

- ①処分を取消し可及的速やかに全部開示するよう求める。
- ②警察相談における相談後の取扱内容を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

警察相談の相談後の取扱内容が開示されていない。

犯罪として相談した事実が開示されていない。

犯罪の事件とならないことが開示されていない。

被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。

〇〇署刑事課職員の被害届不受理に対する開示がされていない。

- ①「塀が無いから不法侵入にならない」
- ②「相手は正当な理由があって来所しているから不退去罪にならない」
- ③「故意でないから犯罪ではない」
- ④当方の被った被害の聞き取り、現場検証、証拠検証が開示されていない。
- ⑤犯罪捜査規範第61条1項における開示がされていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定

請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める個人情報は、本件文書と特定した。

(2) 不開示部分及びその理由

ア 決裁欄の係長の印影等

本件文書の決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であって、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規

則第65号。以下「警察職員規則」という。)で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

イ 取扱者欄の職員番号

本文書の取扱者欄の職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

ウ 人身安全関連欄

本文書の人身安全関連欄は、審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された後の取扱方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

エ 指揮伺い欄等

本文書の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄は、審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した後の取扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

オ 取扱者欄の警電番号

本文書の取扱者欄の警電番号は、一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

(3) 警察相談の性質

ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

イ 警察相談票の作成

(ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

(イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

(ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告する。

ウ 警察相談票等の保存

受理した警察相談に基づき作成された警察相談票については、「警察相談票（保存期間：累年）」に編綴され、解決した警察相談票にあつては、「警察相談票（解決）（保存期間：3年）」に編綴される。また、警察相談受付票については、「警察相談受付票（保存期間：3年）」に編綴される。

(4) 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 決裁欄の係長の印影等

本件文書の決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれも同号ただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書該当性について検討する。

本件文書において同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しないから、同号ただし書イには該当しない。

本件の開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や審査請求人の申立てへの対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められないから、同号ただし書ロには該当しない。

本件文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

本件文書に係る第三者の情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、請求人と第三者の利害が共通している立場にあるとは言えないから、同号ただし書ニには該当しない。

イ 取扱者欄の職員番号

本件文書の警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、取扱者欄の職員番号は、条例第17条第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

ウ 取扱者欄の警電番号

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、取扱者欄の警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

エ 人身安全関連欄

人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、本件文書中の人身安全関連欄についても、審査請求人が申し立てた内容や同内容に基づく関係者等の調査事項から判断された情報であるため、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報にも該当することとなる。

人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、相談者が考える事案との差異等関係者からの誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件文書中の人身安全関連欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから不開示とした決定に誤りはない。

オ 指揮伺い欄等

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、千葉県警察本部で受理した相談にあつては、課長補佐又は同相当職が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針を記載しているものであるが、相談者の相談に基づく事案関係者等への警告等の権限行使その他措置に関する情報であることから、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することになる。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄を開示した場合には、今後の事案に対する警察の処理要領を含む方針を開示することになり、相談者が考える方針との差異等関係者の誤解や憶測を招き、警察業務の信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

危険度判定欄及び措置区分欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断するものであり、審査請求人以外の関係者の情報を含めて判断されている以上、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することとなる。さらに、同部分を開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、相談申立後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本件文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件文書に記録された個人情報をも特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、警察相談後の取扱内容が開示されていないこと等を理由として、処分を取り消し、全部開示するように求めている。これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本件文書以外に、警務課が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報が記録されているとの主張であり、また、不開示部分を不開示にする理由がないとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本件文書について

本件文書は、審査請求人からなされた警察相談について、当該相談の処理のため、千葉県警察相談取扱規程第6条第1項の規定により、警察職員が審査請求人から当該相談の内容の詳細を聴取した後、その要旨、措置結果等を記載した文書であると認められる。

本件文書1は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後1時10分から2時25分までを受理日時とする警察相談票であって、審査請求人が警察総合相談室に来訪して相談した件について作成されたものである。

本件文書2は、同月〇〇日午後3時25分から4時15分までを受理日時とする警察相談票であって、審査請求人が警察総合相談室に来訪して相談した件について作成されたものである。

(3) 個人情報の特定の妥当性について

ア 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として記載する被害(以下「本件被害」という。)に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 本件文書1に係る相談(以下「本件相談1」という。)
- ② 本件文書2に係る相談(以下「本件相談2」という。)
- ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」(受理番号〇〇号)(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係)に係る相談(以下「本件相談3」という。)
- ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談(以下「本件相談4」という。)
- ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談(以下「本件相談5」という。)

⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談6」という。）

イ 個人情報の特定について

審議会で見分したところ、本件相談3から6までについては、警務課は受付を行っておらず、また、関係所属となっていないものと認められる。

また、本件相談1及び2については、警務課の警察総合相談室で受け付け、警務課で記録して本件文書を作成し、これを関係所属である〇〇警察署に引継ぎをしている。その後は、〇〇警察署で対応しており、また、〇〇警察署から警務課に対して報告が義務付けられておらず、報告等の事実はないと認められる。

さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報であって警務課で保有するものは存在しないことが確認された。

よって、実施機関が、本件決定において警務課が保有する本件開示請求に係る個人情報として本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(4) 不開示情報該当性について

前記4(2)に記載のとおり、実施機関は、条例第17条第2号、第6号等に該当することを理由として、それぞれの個人情報を不開示にしたものと認められる。

なお、本件文書1と本件文書2は同じく警察相談票であり、様式上の同じ部分に記録された個人情報を不開示としており、その不開示理由もそれぞれ同じである。

実施機関は、前記4(6)に記載のとおり、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

ア 決裁欄の係長の印影等について

(ア) 実施機関は、決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名は、実施機関の職員の氏名又は実施機関の職員の姓を刻した印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個

人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) そして、決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名については、当該職員が警察職員規則で定める警部補以下の職員であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(エ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(オ) よって、決裁欄の係長の印影、取扱者欄の氏名及び引継ぎ欄の氏名は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 取扱者欄の職員番号について

(ア) 実施機関は、取扱者欄の職員番号については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 取扱者欄の職員番号は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、個人識別符号であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、取扱者欄の職員番号は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(エ) よって、取扱者欄の職員番号は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 取扱者欄の警電番号について

(ア) 実施機関は、取扱者欄の警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、取扱者欄の警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、取扱者欄の警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

エ 人身安全関連欄等について

- (ア) 実施機関は、人身安全関連欄及び危険度判定欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- (イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、審査請求人からの相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、審査請求人からの相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。
- (ウ) 審議会で見分したところ、人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、人身安全関連欄及び危険度判定欄は、同条第2号に該当しないと判断する。
- (エ) 次に、条例第17条第6号ハについては、審議会で見分したところ、人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報に係る事務は、同号ハに掲げる事務に直ちに該当するものとは認められないが、人身安全関連欄又は危険度判定欄の情報を開示した場合、当該相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談事務への信頼が損なわれ、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (オ) よって、人身安全関連欄及び危険度判定欄は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 指揮伺い欄等について

- (ア) 実施機関は、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。
- (イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。
- (ウ) 審議会で見分したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄の情報に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄の情報は、同条第2号に該当しないと判断する。

(エ) 次に、審議会で見分したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報に係る事務は、同条第6号ハに掲げる事務に直ちに該当するとは認められない。そこで、同条第6号該当性について検討する。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、自己情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになった場合、警察がとり得る指導、助言、警告、検挙等といった措置を発動する基準が明らかになってしまうおそれがある。仮に、それらが明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行動がとられることとなる可能性は否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮が取れなくなる可能性も否定できない。

そこで、本件文書について確認したところ、本件文書の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄の記載については、実施機関の判断の内容を明らかにするものではない。

(オ) よって、本件文書の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄については、同条第6号には該当しない。また、他に不開示情報に該当すべき事情も認められないので、開示すべきである。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理

令和 2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和 2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）
令和 2年11月26日	審議（令和2年度第6回第2部会）
令和 2年12月21日	審議（令和2年度第7回第2部会）
令和 3年 1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者